

梨医保発第18号
令和7年5月29日

第一種組合員
第一種後期組合員 各位

山梨県医師国民健康保険組合
理事長 鈴木昌則
(公印省略)

令和7年度山梨県医師国民健康保険組合
特定健康診査の実施について(お願い)

平素、本組合の運営につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、特定健康診査等対象被保険者(40歳～74歳)の方々に特定健康診査受診券等必要書類を一括送付いたしますので、特定健康診査等対象被保険者にお配りいただき、多勢の対象者に受診していただけますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、受診率向上を図るための勸奨用リーフレット「忘れず受けよう特定健診」を配布いたしますので、ご活用下さい。

★ 今回、送付する対象者は令和7年4月1日現在、当組合に加入している被保険者となっております。

4月2日以降、当組合に加入した対象者については、下記にお問い合わせいただければ随時、交付いたします。

山梨県医師国民健康保険組合
〒400-0047
甲府市徳行五丁目13-5
TEL 055-222-0003

梨医保発第19号
令和7年5月29日

特定健康診査対象被保険者 各位

山梨県医師国民健康保険組合
理事長 鈴木昌則
(公印省略)

山梨県医師国民健康保険組合特定健康診査の
実施について(お願い)

平素、当組合の運営につきましては、格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして本年度も40歳～74歳の被保険者を対象に特定健康診査を実施いたします。

この特定健診の実施について当組合では前年度と同様、県内における医療機関及び健診機関(別紙参照)での集団・個別健診、また各市町村が実施する集団健診(家族のみ)でも受診できる体制を整えております。

特定健診受診の際は、各自で希望される健診機関にお申し込みのうえ、被保険者証とともに同封の”特定健康診査受診券”を持参して受診していただくようお願い申し上げます。

なお、各市町村が住民を対象に独自でおこなっている各種検診事業(がん検診等)につきましても受診することが可能です。

特定健康診査等対象被保険者多数の皆様を受診をお願いいたします。

また、窓口でお支払いした健診費用等の助成金申請につきましては、令和7年4月末日までに申請していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

第一種及び第二種組合員の世帯に属する被保険者(ご家族)で特定健康診査対象者がいる世帯には”特定健康診査受診券”が同封されておりますので忘れずにご本人様にお渡し下さいますようお願いいたします。

人間ドック受診の際にも“特定健康診査受診券”を持参してください。

人間ドック受診の際、”特定健康診査受診券”を保険証に添えて窓口に掲示していただくことにより特定健康診査が受診できます。(自己負担額については、別紙「特定健診・特定保健指導のご案内」に記載してあります。)

・ 特定健診における検査項目及び内容表

特定健診の検査項目は、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪型症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備群を減少させることを目標とした疾患概念と診断基準に則しております。

全ての対象者が受診しなければならない(必須)項目は下記のとおりです。

区 分		内 容	
特 定 健 康 診 査	基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身体
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪
			随時中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	AST (GOT)
			ALT (GPT)
	γ-GT (γ-GTP)		
	血糖検査 (いずれか項目の実施で可)	空腹時血糖	
		ヘモグロビンA1c	
		随時血糖	
	尿検査	糖	
		蛋白	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査		
	クレアチニン		

特定健診・特定保健指導のご案内について

はじめに

山梨県医師国民健康保険組合では、メタリックシンドローム(内臓脂肪型症候群)に着目した「特定健康診査」・「特定保健指導」を実施しております。

特定健康診査(以下「特定健診」という。)とは、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、メタリックシンドロームが強く疑われる人や予備群の減少を目指して行う健診のことをいいます。検査項目は、主に内臓脂肪の蓄積状況を見る項目(別紙参照)となっております。

また、特定保健指導とは特定健診の結果に基づき、健康の保持に努める必要のある者に対し、3つの段階に階層化(情報提供・動機付け支援・積極的支援)し、将来の生活習慣病を防ぐことを目的として行う保健指導のことをいいます。

当組合では40歳~74歳の被保険者全員を対象といたします。

特定健診の受診方法

① 居住している市町村が行う集団健診で受診する場合

- ア. 市町村で発行している広報誌などで健診の実施日を確認し申込をする。
(市町村によっては、医師国保組合の被保険者は受診できない場合もありますので、必ず事前にお問い合わせをしてください。)
- イ. 健診当日には「被保険者証」・当組合から送付された「特定健康診査受診券」・「質問票」を用意し、健診会場で受付をする。
- ウ. 特定健診を受診する。

② 自分の希望する医療機関または健診機関に個別健診で受診する場合

- ア. 当組合から送付した「特定健診・特定保健指導契約機関一覧表」を参考に希望する実施機関を選び日時等を予約する。(必ず事前に健診機関等にお問合せください。)
- イ. 健診当日には、「被保険者証」・当組合から送付された「特定健康診査受診券」・「質問票」を用意し、健診実施機関で受付をする。
- ウ. 特定健診を受診する。

※ 特定健診の結果については、健診実施機関から直接送付されます。

特定健診の自己負担額

- ・ 当組合の被保険者が特定健診を受診された場合の自己負担額はございません。
- ・ 人間ドックの中で特定健診を受診することも出来ます。その場合には、当組合より人間ドック助成金として15,000円まで助成いたしますので、その金額を超えた分については、窓口でお支払い下さい。

特定保健指導の対象になった場合

特定健診の結果、メタリックシンドロームのリスクのある被保険者で、特定保健指導が必要と判定された方には、当組合より「特定保健指導利用券」を送付させていただきます。

特定保健指導の受けるには、当組合から送付した「特定健診・特定保健指導契約機関一覧表」を参考に希望する実施機関を選び日時等を予約してください。当日、「被保険者証」・当組合から送付された「特定保健指導利用券」を持参し、医師等による「特定保健指導」を受け、健康づくり（生活習慣の改善）に取り組んでください。

特定保健指導には、メタリックシンドロームのリスク数に応じて2つのタイプがあります。

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40歳～64歳	65歳～74歳
男性 \geq 85 cm 女性 \geq 90 cm	2つ以上該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当					
	3つ該当			あり	積極的支援	
上記以外で BMI \geq 25	2つ該当			なし		動機付け支援
	1つ該当					

特定保健指導の自己負担額

当組合の被保険者が特定保健指導を受診された場合の自己負担額はございません。

年1回は健診をおこない生活習慣病の発症や重症化を予防し

健康な生活を送れるよう心がけましょう！

お問い合わせ

山 梨 県 医 師 国 民 健 康 保 険 組 合

〒 400-0047 甲府市徳行5丁目13-5

電 話 : 055-222-0003

E-mail : kokuho@yamanashi.med.or.jp